路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百九十七号	唐津市北波多上平野字曲り三一一四番二〇から伊万里市南波多町谷口字立山二九二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月一日

○九州地方整備局告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月三十日から二週間九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百九十七号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長	備考
唐津市北波多上平野字下の原三四八三番一から伊万里市南波多町谷口字立山二九二番一まで	一〇・五〇～一三三・八〇メートル	四・五八六キロメートル	

四　指定する道路の部分

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
紋別市沼の上一七八番から同市小向七九番一まで	前　A	九・五〇～一一四・二〇メートル	七・九二一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	九・五〇～一一四・二〇	七・九二一	
	後　B	一一・一一～一〇七・七〇	二・四四六	

○北海道開発局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百三十八号及び二百三十九号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
紋別市沼の上一七八番から同市小向七九番一まで	前　A	九・五〇～一一四・二〇メートル	七・九二一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	九・五〇～一一四・二〇	七・九二一	
	後　B	一一・一一～一〇七・七〇	二・四四六	

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

二　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百七十五号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道雨竜郡沼田町字共成二五番九地先から深川市多度志一六一番一地先まで	前	九・二〇～九・八五メートル	〇・一四一キロメートル	
	後	九・二〇～九・八五	〇・一四一	

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
函館市若松町二〇番九から同市高松町二二二番一まで	A	二五・〇〇～四四・五〇メートル	六・二一二キロメートル	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前　B・C・D・E・F	二一・六五～三七三・一三	一〇・〇二八	
	後　A	二五・〇〇～四四・五〇	六・二一二	
	後　B・C・D・E・F	二一・六五～三七三・一三	一〇・〇二八	

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号及び二百七十六号	北海道島牧郡島牧村字原歌町七九番一から同村字原歌町一五番一まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百三十八号及び二百三十九号	紋別市沼の上一八三番一から同市沼の上一四二番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局網走開発建設部
二百七十五号	北海道雨竜郡沼田町字共成二五番九地先から深川市多度志一六一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年一月三十日

官庁報告

官庁事項

人事院公示第1号

人事院は、人事院規則2－4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成27年1月30日　人事院総裁　一宮なほみ

1　前書き中「人事院規則9－34（初任給調整手当）」の次に「、人事院規則9－34－25（人事院規則9－34（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則）」を、「人事院規則9－121（広域異動手当）」の次に「、人事院規則9－121－2（人事院規則9－121（広域異動手当）の一部を改正する人事院規則）」を加える。

第2項中第2号の2を削り、第2号の3を第2号の2とし、第2号の4を第2号の3とする。

第2項第9号の次に次の1号を加える。

九の二　人事院規則9－34－25（人事院規則9－34（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則）附則第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。

第2項第11号(4)中「附則第4条」を「附則第6条」に改める。

第2項第16号(1)中「第2条第2項第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、同号(2)中「第4条」を「第5条」に改める。